

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">輸出手形保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00035 沿革 (略) <u>平成 25 年 9 月 27 日 一部改正</u></p> <p>第 1 章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等 (第 1 条―第 4 条の 2)</p> <p>第 2 章 てん補危険及び満期の解釈 (第 5 条、第 6 条)</p> <p>第 3 章 EE 格、EA 格、EM 格又は EF 格に格付けされている者を手形支払人とする荷為替手形の取扱い等 (第 7 条―第 15 条)</p> <p>第 4 章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等 (第 16 条―第 28 条)</p> <p>第 5 章 保険契約の締結関係等 (第 29 条―第 36 条)</p> <p>第 6 章 保険料 (第 37 条、第 38 条)</p> <p>第 7 章 保険金請求 (第 39 条―第 43 条)</p> <p>第 8 章 損失防止軽減義務及び権利行使義務 (第 44 条―第 46 条)</p> <p>第 9 章 回収納付 (第 47 条―第 50 条)</p> <p>第 10 章 重複保険 (第 51 条)</p> <p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 EE 格、EA 格、EM 格又は EF 格に格付けされている者を手形支払人とする荷為替手形の取扱い等</p> <p>第 7 条～第 10 条 (略)</p> <p>第 11 条 銀行は、第 8 条第 3 項の規定による確認を受けた荷為替手形について輸出手形保険の保険関係を成立させた場合において、当該手形の手形金額の全部又は一部が決済されたとき、当該手形が振出人により買戻されたとき又は当該手形の支払人に</p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00035 沿革 (略)</p> <p>第 1 章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等 (第 1 条―第 4 条の 2)</p> <p>第 2 章 てん補危険及び満期の解釈 (第 5 条、第 6 条)</p> <p>第 3 章 EE 格、EA 格、EM 格又は EF 格に格付けされている者を手形支払人とする荷為替手形の取扱い等 (第 7 条―第 15 条)</p> <p>第 4 章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等 (第 16 条―第 28 条)</p> <p>第 5 章 保険契約の締結関係等 (第 29 条―第 36 条)</p> <p>第 6 章 保険料 (第 37 条、第 38 条)</p> <p>第 7 章 保険金請求 (第 39 条―第 43 条)</p> <p>第 8 章 損失防止軽減義務及び権利行使義務 (第 44 条―第 46 条)</p> <p>第 9 章 回収納付 (第 47 条―第 50 条)</p> <p>第 10 章 重複保険 (第 51 条)</p> <p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 EE 格、EA 格、EM 格又は EF 格に格付けされている者を手形支払人とする荷為替手形の取扱い等</p> <p>第 7 条～第 10 条 (略)</p> <p>第 11 条 銀行は、第 8 条第 3 項の規定による確認を受けた荷為替手形について輸出手形保険の保険関係を成立させた場合において、当該手形の手形金額の全部又は一部が決済されたとき、当該手形が振出人により買戻されたとき又は当該手形の支払人に</p>	

<p><u>変更があったときは、当該手形の支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格又はE F格に格付されている場合であって、約款第 11 条に規定する損失発生通知書を提出していない場合に限り、決済等通知書 1 通を日本貿易保険に提出することができる。</u></p> <p>第 12 条～第 15 条 (略)</p> <p>第 4 章～第 10 章 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 25 年 10 月 1 日から実施する。</u></p> <p>(別紙) (略)</p> <p>別 表 (略)</p> <p>別紙様式第 1 ～第 6 (略)</p>	<p><u>変更があったときは、その事実を知った日から起算し、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 1 月 3 日並びに土曜日（以下「休日等」という。）は算入せず 5 日以内に決済等通知書 1 通を日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、当該手形の支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格以外に格付された場合又は約款第 11 条に規定する損失発生通知書を提出した場合は、この限りでない。</u></p> <p>第 12 条～第 15 条 (略)</p> <p>第 4 章～第 10 章 (略)</p> <p>(別紙) (略)</p> <p>別 表 (略)</p> <p>別紙様式第 1 ～第 6 (略)</p>	
--	--	--